

第八中学校・第十一中学校の 統合新校整備方針

令和5(2023)年3月

目黒区教育委員会

目次

第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針 の策定に当たって	1 ページ
-----------------------------------	-------

第1 新校の基本的事項

1 設置時期	2 ページ
2 設置場所	2 ページ
3 通学区域	2 ページ
4 校名	3 ページ
5 校章・校旗・校歌	3 ページ
6 標準服・校則	3 ページ
7 特別支援学級	4 ページ

第2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組

1 新校が目指す学校像と開校に向けた教育活動	8 ページ
2 開校に向けた交流活動	10 ページ

第3 学校環境の改善と整備

1 校舎整備による学習・生活環境の改善	11 ページ
2 新校舎整備の基本的な視点	12 ページ
3 敷地条件を踏まえた校舎整備	13 ページ

第4 統合の取組体制と今後のスケジュール

1 統合の取組体制	14 ページ
2 取組状況の情報発信等	15 ページ
3 取組に当たって配慮すべき事項	16 ページ
4 令和5(2023)年度以降のスケジュール	17 ページ

参考

1 生徒数・学級数、敷地・通学時間等比較表	18 ページ
2 望ましい学校規模の考え方について	19 ページ
3 新校開校・移転のイメージ図	20 ページ

第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針の策定に当たって

目黒区教育委員会では、区立中学校のさらなる魅力づくりと充実した教育環境の整備のため、区立中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいます。

南部・西部地区の区立中学校の統合については、令和3(2021)年12月に区立中学校の統合方針「望ましい規模の区立中学校を目指して」(以下、「統合方針」という。)を改定し、令和7(2025)年4月を目標に「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」を統合して新設中学校2校を開校し、令和9(2027)年度中を目途に建て替えにより整備する新校舎へ移転する方針をお示しました。

この統合方針では、令和4(2022)年度に、「統合新校推進協議会」を統合によって新設する中学校(以下、「新校」という。)ごとに設置し、新校の基本的事項について協議を行い、その協議の結果を踏まえて、教育委員会で統合新校整備方針を策定することとしています。

これを受けて、令和4(2022)年4月に「第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会」を発足し、同年11月までの間に7回開催しました。この協議会には、両校の通学区域内の学校・保護者・地域の方々が参加され、教育委員会事務局職員も加わり、40人の委員が論議を重ねました。

教育委員会では、昨年11月をもってまとめられた令和4(2022)年度の協議会での協議結果を踏まえ、昨年12月に統合新校整備方針案を公表し、その後の説明会などを通じて、関係小・中学校の保護者をはじめとする区民の皆さまの声をお聴きしました。その上で、案に必要な修正を行い、統合新校整備方針を決定いたしました。

今後、この整備方針に基づき、令和7(2025)年4月の新校の開校と令和9(2027)年度中の新校舎での授業開始に向けて、校名の選定や、教育計画・施設計画の策定などの具体的な準備を順次進めてまいります。引き続き、学校・保護者・地域の方々との連携を十分に図りながら、両校の円滑な統合に向けて努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5(2023)年3月

目黒区教育委員会

第1 新校の基本的事項

1 設置時期

令和7(2025)年4月1日に、新校(第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校)を開校します。

2 設置場所

新校は、令和7(2025)年4月1日に、現在の第八中学校の場所(目黒区碑文谷四丁目19番25号)に設置し、建て替えによる新校舎整備後の令和9(2027)年度中を目途に第十一中学校の場所(目黒区緑が丘一丁目8番1号)に移転します。

なお、新校が現在の第八中学校の場所にある期間は、現在の第八中学校の既存校舎を改修して利用します。

3 通学区域

新校の通学区域は、現在の第八中学校、第十一中学校の2校の通学区域を合わせた区域とします。新校の通学区域内の小学校は、大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、中根小学校です。

なお、新校の通学区域内の町丁名は、次のとおりです。

- | | |
|--|-------------|
| ◇南二丁目、三丁目 | ◇碑文谷三丁目、四丁目 |
| ◇平町一丁目、二丁目 | ◇大岡山一丁目、二丁目 |
| ◇緑が丘一丁目、二丁目、三丁目 | ◇中根二丁目 |
| ◇自由が丘一丁目(1～19番、24～31番)、自由が丘二丁目(8～19番)、自由が丘三丁目(5～12番) | |



【図 通学区域図】

4 校名

新校の校名は、多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募を行い、選定していきます。

選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会¹(以下、「統合新校推進協議会」という。)で協議していきます。

なお、校名選定の時期については、令和5(2023)年度の早い時期に選定を行い、令和5(2023)年12月頃までに、目黒区立学校設置条例²を改正する方向で進めていきます。

5 校章・校旗・校歌

校章・校旗・校歌の制作に当たっては、自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成、新校への親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していきます。

また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、地域の意向に配慮して検討を進めていきます。

なお、検討は校名の決定後に開始し、令和7(2025)年4月の新校開校前までに定めていきます。

6 標準服・校則

標準服と校則については、学校運営に係る事項であるため、両校が主体となって検討していきます。

その際、生徒の学校生活に関わることであり、また保護者の経済的な負担への十分な配慮が必要であることから、生徒、保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していきます。

検討に当たっては、保護者の方々が標準服の買い替えが必要となった場合に、新たな負担が無いように努めていきます。

なお、検討は令和5(2023)年度の早い時期から開始し、令和7(2025)年4月の新校開校前までに定めていきます。

¹ 第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会…統合による新設中学校の開校に向けて、基本的な事項(学校の位置、目指す学校像等)を協議するために令和4(2022)年4月に設置した、学校関係者・保護者・地域の方などによる協議組織。

² 目黒区立学校設置条例…目黒区に設置する学校教育法(昭和22(1947)年法律第26号)第1条に定める小学校及び中学校の名称及び位置を定める条例。

7 特別支援学級

第八中学校に設置している特別支援学級(E組:知的障害学級)は、新校に引き続き設置します。

<特別支援学級の通学区域>

新校に設置する特別支援学級の通学区域は、現在の第八中学校E組の通学区域とします。

また、通学区域外の特別支援学級(大鳥中学校6組)への就学や転学については、客観的かつ合理的な理由がある場合には、個別に対応していきます。

なお、新校に設置する特別支援学級の通学区域内の町丁名は、次のとおりです。

- | | |
|----------------|------------|
| ◇中町二丁目(45～50番) | ◇平町一・二丁目 |
| ◇五本木二・三丁目 | ◇大岡山一・二丁目 |
| ◇中央町一・二丁目 | ◇緑が丘一～三丁目 |
| ◇目黒本町二～六丁目 | ◇自由が丘一～三丁目 |
| ◇原町一・二丁目 | ◇中根一・二丁目 |
| ◇洗足一・二丁目 | ◇柿の木坂一～三丁目 |
| ◇南一～三丁目 | ◇八雲一～五丁目 |
| ◇碑文谷一～六丁目 | ◇東が丘一・二丁目 |
| ◇鷹番一～三丁目 | |

<新校に設置する特別支援学級の通学区域図及び就学奨励費による通学費の補助>



【就学奨励費】

目黒区では、特別支援学級に就学する生徒の経済的負担を軽減するため、通学費などを「就学奨励費」として補助しています。

目黒区内在住で、区立小・中学校に併設されている特別支援学級に在籍する生徒の通学に通学費がかかる場合に、就学奨励費を支給しています。

統合後の通学に要する費用においても、引き続き、就学奨励費による援助を行います。

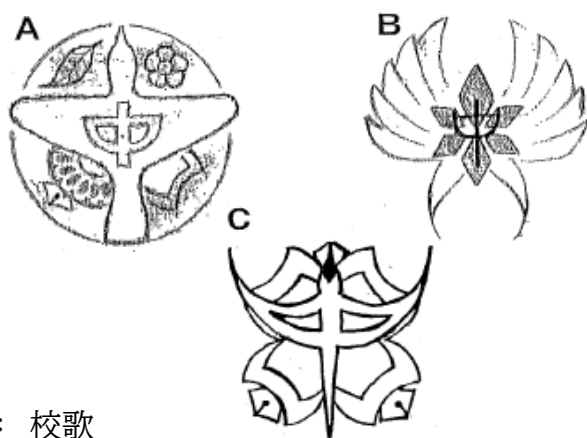
これまでの学校統合の学校づくりの取組例～大鳥中学校(平成27(2015)年4月開校)～

大鳥中学校は、第三中学校・第四中学校の統合による新設中学校として、平成27(2015)年4月に開校しました。新校の校章、校歌、標準服については、両校の生徒を含めた検討組織を設置して検討を行うなど、生徒参加による魅力ある学校づくりを行いました。

*** 校章**

両校の生徒が応募したデザイン画の中から投票を行い、その結果を踏まえて選定しました。

応募されたデザイン画の中から、
投票対象となった3つのデザイン



決定した校章



*** 校歌**

両校の生徒から校歌に入れたいフレーズを募集し、検討組織で選んだフレーズを基に、作詞を行いました。また、第三中学校卒業生である音楽家の方に作曲、歌詞の補作、編曲のご協力をいただきました。

*** 標準服**

両校の生徒たちがデザインアンケートなどを通じて基本コンセプトを決定し、実物見本による事業者からのプレゼンテーションに生徒たちも参加して選定しました。

標準服のプレゼンの様子



決定した標準服



※ 通学区域が広がることへの対応

第八中学校の校地が新校の位置となる期間について、次ページの「通学負担の緩和措置に関する考え方」を基本として、適切な通学負担の緩和措置を講じていきます。

具体的な緩和措置の内容・基準、安全対策(交通・防犯・防災等)については、生徒、保護者、地域の方を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していきます。

また、これまでの統合の取組においては、個人用ロッカーの設置、部活動の際の一時帰宅を不要とするなどの通学負担に配慮した対応を行っており、こうした事例も踏まえながら、取り組んでいきます。

なお、検討は令和5(2023)年度の早い時期から開始し、令和7(2025)年4月の新校開校前までに定めていきます。

<参考> 通学区域における最長地点からの通学距離(目安)

○ 新校の通学区域内で、新校からの距離(道のり)が最も遠い地点から通学する場合の道のり

新校	新校舎 (第十一中学校校地)	約1.8km	開校当初の校舎 (第八中学校校地)	約2.5km
----	-------------------	--------	----------------------	--------

○ 各校の通学区域で、各校からの距離(道のり)が最も遠い地点から通学する場合の道のり

現在の 中学校	第一中学校	約1.9km	第七中学校	約1.2km
	第八中学校	約1.4km	第九中学校	約1.3km
	第十中学校	約1.8km	第十一中学校	約1.7km
	東山中学校	約1.1km	目黒中央中学校	約2.1km
	大鳥中学校	約2.0km		

※上記の距離は、地図アプリケーション(Google マップ)により徒歩ルート検索した結果を記載しています。

<参考> 大鳥中学校の例:個人用ロッカーの設置

【従来】普通教室のロッカー



収納力向上のための個人用ロッカーの設置



通学負担の緩和措置に関する考え方

現在の第八中学校の校地が新校の位置となる期間について、通学距離の関係(※)から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。生徒への通学負担の緩和措置について、地域ごとに以下の対応が考えられます。

1 自由が丘二丁目・三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

(1)公共交通機関の交通費補助

鉄道及び路線バスの利用により、通学時間の短縮につながることから、公共交通機関の定期代の補助を行います。

(2)指定校変更制度による対応

第十中学校への通学により、通学負担の緩和が見込まれる場合は、第十中学校への入学を希望できることとします。

2 緑が丘三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

以下の緩和措置を基本として、対象となる生徒が最適な選択ができるよう、生徒数が一定程度把握できる時期(緩和措置を講じる前年度等)に対象家庭への意向を調査した上で、緩和措置の具体策を決定します。

(1)公共交通機関の交通費補助

鉄道を利用した場合には、徒歩通学と比較すると、住所地や時間帯によっては、数分程度短縮される場合があります。また歩く距離は4割程度の縮減が見込めます。

時間短縮の効果は限定的ですが、歩く距離が縮減されることで一定の通学負担の緩和になることから、公共交通機関の定期代の補助を行います。

(2)車両による対応

マイクロバスなどの貸切車両の利用、区が所有する車両の活用など利用人数に応じた対応を講じます。

(3)安全性に最大限配慮した自転車利用

通学時の安全確保が課題となりますが、徒歩や公共交通機関と比べて通学時間が大幅に短縮されます。

そのため、「①自転車通学者向けの交通安全講習を定期的実施し、受講を義務付ける」、「②自転車用の通学路を設定し、通行経路を限定する」、「③電動自転車やヘルメット、雨合羽等を区から貸与し、通学時に限定して利用させる」などを条件として、自転車通学を認めます。

※「自由が丘二丁目・三丁目一部地域」、「緑が丘三丁目一部地域」では、現在の第八中学校の位置まで通学する場合に、「距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える(目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準に該当する)」ことが見込まれます。

第2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組

1 新校が目指す学校像と開校に向けた教育活動

(1)新校が目指す学校像及び学校づくりの視点

第八中学校と第十一中学校のこれまでの教育活動や、これからの学校教育に求められていること等を踏まえ、目指す学校像を次のようにしました。

人権尊重の精神を基調とし、自律的な学びと共創的な活動を通して、未来を切り拓く力を育てる学校

急激に変化する時代の中で、学校教育においては、生徒一人ひとりが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

これまで両校が大切にしてきた「人権尊重の精神」を基調とし、生徒一人ひとりが、自分の学びの目的や方法を考え、当事者意識をもって試行錯誤しながら様々な活動に取り組むことや、友達・先生・地域関係者といった多様な人々と関わり合い、学び合う中で、新たな価値を創造する活動に重点を置いた教育活動を実践し、生徒が思い描く未来に向けて、道を切り拓いていく力を育てる学校を目指します。

また、目指す学校像を実現するため「人権尊重の精神」を基調とし、以下の4つのコンセプト及び視点を大切にしながら、学校づくりを進めていきます。

4つのコンセプト	学校づくりの視点
学びの充実	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの理解度や特性に応じた学習機会の充実各教科の学びを生かした探究的な学習³の推進学校の教育力を高める各種教育機関等との連携
豊かな心・健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none">生徒の主体性を大切にした学校行事の運営生徒自ら健康的な生活習慣の定着を図る取組の充実ユニバーサルデザイン⁴の視点に基づく学習環境の構築
地域との連携	<ul style="list-style-type: none">地域との関わりを生かした「小・中連携子ども育成プラン⁵」の推進地域を支える自覚を促す行事への参画健全育成を推進する学校と地域のパートナーシップの構築
誇りとやりがいを もって勤務できる 環境の構築	<ul style="list-style-type: none">校務支援体制づくりの推進業務改善につながる施設整備等の先進化幅広い教育活動への地域教育資源の活用

³ 探究的な学習…自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育てることを目的とした学習。

⁴ (教育の)ユニバーサルデザイン…学校が、全ての子どもにとって分かりやすく学びやすい場所となるようにという視点で教室環境等を整えること。

⁵ 小・中連携子ども育成プラン…各中学校区の小学校と中学校とが共同で作成する小・中の9年間を見通した教育計画のこと。地域の学校として育てたい子ども像やその具体的な取組を示すこととしている。毎年度見直しを図りながら連続性のあるカリキュラムに取り組み、児童・生徒間の交流や教員間の交流などの連携を具体的に進めることを目的としている。

(2)開校に向けた教育活動

令和7(2025)年4月の新校開校時に両校の生徒が学校生活を円滑に開始できるよう、両校において目指す学校像及び学校づくりの視点を踏まえた教育活動を展開していきます。

このため、教育課程⁶や評価計画⁷を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組を以下のとおり進め、開校に向けた教育活動に取り組んでいきます。

なお、知的障害特別支援学級が併設されることを踏まえて、第十一中学校の生徒や教職員への理解啓発を進めるなど、必要な準備を進めていきます。

年度	検討事項等
令和4 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5(2023)年度各校の教育計画⁸策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程:交流活動、主な行事予定 ・ 学習評価:令和5(2023)年度第1学年の評価計画等の確認
令和5 (2023) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6(2024)年度各校の教育計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程:交流活動、主な行事予定 ・ 学習評価:令和6(2024)年度第1・2学年の評価計画等の確認 ○令和7(2025)年度新校の教育計画策定に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程:年間行事予定、年間指導計画⁹ ・ 生徒会:生徒会組織、学校生活のきまり¹⁰
令和6 (2024) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7(2025)年度新校の教育計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程:各教育全体計画、時間割 ・ 生徒会:生徒会組織、学校生活のきまり ・ 学習評価:令和7(2025)年度の評価計画等の確認

⁶ 教育課程…学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した計画のこと。

⁷ 評価計画…学習の評価を行うに当たり、各教科等の目標や領域・内容項目レベルの学習指導のねらいを明確にし、それに対する生徒の学習状況を判断する際の目安を明らかにしたもの。

⁸ 教育計画…学校において作成する計画等で、国の法令、通知、答申、報告書等に根拠があるもの。教育課程を具現化したもので、各教科や人権教育等の全体計画や年間指導計画の総称。

⁹ 年間指導計画…各学年において、その年度の学習活動の見通しをもつために1年間の流れの中に各教科等の単元を位置付けて示したもの。

¹⁰ 学校生活のきまり…学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律のこと。いわゆる校則のこと。

2 開校に向けた交流活動

両校の生徒が豊かな人間関係を構築していけるよう、生徒会、学校行事、部活動での交流、また両校と通学区域の小学校との交流など、開校までの2年間にわたり、次に例示として掲げる交流活動等に取り組みます。

なお、交流活動の実施に当たっては、各校の現在の教育活動を尊重しながら、交流の仕方や規模、内容等を精査して、生徒に負担のかからない範囲で進めていきます。

〔交流活動の例示〕

年度	交流活動の例	
令和5 (2023) 年度	生徒会交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校風や生徒会活動に関する相互理解 ・ 「エンジョイ八中」(通常の学級と特別支援学級との交流行事)への第十一中学校生徒会の参加
	第1学年の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーションの実施
	部活動交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同練習等の機会の確保 ・ 文化部活動の交流
	小学校との交流等	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議¹¹のテーマ共有
令和6 (2024) 年度	生徒会交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校風や生徒会活動に関する相互理解 ・ 新校の生徒会スローガンの決定 ・ 学校生活のきまり原案作成
	第1・第2学年の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーションの実施 ・ 合同自然宿泊体験教室¹²の実施 ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議前の意見交換会 ・ 「エンジョイ八中」における交流の拡大
	部活動交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同練習等の機会の確保 ・ 新校に向けたチーム練習の実施 ・ 文化部活動の交流
	小学校との交流等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校展覧会での作品出品 ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議

¹¹ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議…児童・生徒一人ひとりがいじめに対する正しい認識をもつとともに、いじめのない学校を目指そうとする態度を育てることを目的に、中学校区ごとに実施している代表学年全児童・生徒によるいじめ問題に関連した意見交換会の名称。

¹² 自然宿泊体験教室…教育課程の一環として、学校内における日常的な指導では十分な効果をあげることができない内容について学習するために、目黒区立学校の小学校第4学年から中学校第1学年までを対象として実施している宿泊行事のこと。

第3 学校環境の改善と整備

1 校舎整備による学習・生活環境の改善

新校舎の整備に当たって、「目黒区学校施設更新設計標準」や文部科学省「学校施設整備指針」等に沿って、安全・安心で、環境に配慮した施設整備を基本に、時代に即した多様な学習形態に対応できる教育環境を確保します。

また、開校当初の校舎として利用する第八中学校の校舎は、統合後の学校規模に応じた教室等の整備や、トイレの洋式化など生活環境の改善を図ります。

校舎整備に当たっては、両校の教職員を含めた検討組織を設置して、保護者や地域の意見を踏まえながら、検討していきます。

『新校舎建設の概要』

○想定規模

- 敷地面積 約10,635㎡(現在の第十一中学校敷地)
※ 第二グラウンド約4,200㎡を含む。
- 施設規模 延べ面積 約9,200㎡

○主な施設概要(参考)

校舎	普通教室 特別教室(理科室、音楽室、美術室、技術室、調理室、被服室等) 図書室、ラーニングセンター、多目的室 特別支援教室、特別支援学級 管理諸室(職員室、校長室、保健室等) 給食室 その他(相談室、進路指導室、更衣室等)
屋内運動場	アリーナ、舞台、武道場、トイレ、倉庫等
校庭	グラウンド、テニスコート、屋外トイレ、倉庫等
その他	防災倉庫等

※ 現時点での考え方であり、令和5(2023)年度以降の基本設計及び実施設計の中で、決定していきます。

『開校当初の校舎(第八中学校)改修の概要』

○統合に伴う学級数増加のための対応、教育環境改善のための改修

- 普通教室の増設
- 給食室調理スペース等の拡張

○生活環境の改善

- トイレ環境の改善(トイレの洋式化等)
- 個人用ロッカーの設置
- 内壁の塗装、掲示板の張替等の各所修繕

※ 現時点での考え方であり、今後の検討により変更となることがあります。

2 新校舎整備の基本的な視点

(1)教育活動をより充実させるための学校施設

これからの教育は、生徒の学びについて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが重要であり、生徒の主体的な学びを支援できる学校施設整備を目指します。

また、新校の目指す学校像や学校づくりの視点を踏まえて、学校、保護者、地域の意見を十分に聴きながら、魅力ある学校施設の実現に向けて取り組めます。

(2)全ての利用者にとって安全・安心な学校施設

生徒が日々学び、生活する学校において、安全・安心な教育環境を確保することは、新しい時代の学びを実現するための基本となります。

また、学校は教育の場だけでなく生涯学習の場や様々な地域活動の場として、多様な人々が快適に利用できる施設としていかなければなりません。

施設整備の際には、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、物理的、心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進めるとともに、障害のある子もない子も共に生き生きと学ぶ環境づくりを目指したインクルーシブ教育システム¹³の構築を進めていきます。

さらに、学校を環境に配慮した施設にすることにより、脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進や地域の先導的役割を果たしていきます。

(3)地域拠点としての学校施設

学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、共に創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要です。

教育環境の整備とともに、地域コミュニティの核として学校施設の効果的、効率的な活用を目指し、地域避難所としての機能の充実を図ります。

(4)施設の維持管理、運営の在り方

学校施設の維持管理の現状として、日常の安全管理に加え、施設の不具合への対応等により教職員の負担が大きくなっています。施設整備に当たっては、より効率的な管理運営体制の構築を図ります。

(5)将来の変化に対応できるフレキシブルな施設計画

今後の社会状況によって、求められる教育内容が変化していくことが予想されます。時代に即した教育活動に対応できるフレキシブルな施設を目指します。

(6)適正な施設規模等の考え方

将来にわたる財政負担を考慮した適切な施設規模を設定します。

¹³ インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

3 敷地条件を踏まえた校舎整備

教育環境の充実を第一に考えることを基本とし、周辺環境への配慮や建築関連法規等の諸条件を踏まえ、施設の効率的な配置等による校舎、校庭及び体育館の面積の確保を重要な視点と捉えて取組を進めます。

統合後の跡地等の活用について

統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討します。

今後、学校施設更新計画に基づき、老朽化する小中学校の施設を計画的に更新していく予定です。更新期間中の教育環境の確保、工期の短縮やコストの縮減を図るため、統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。

区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校を目指して」P10抜粋

※学校施設更新計画

目黒区では、老朽化した学校施設を計画的に更新していくため、令和3(2021)年3月に「目黒区学校施設更新計画」を策定しました。この計画に基づき、2050年までの約30年間に、下表による更新順位で、順次学校施設を更新していきます。

■各学校の更新順位(36ページ)

順位	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区
高い	駒場小学校	田道小学校	鷹番小学校	向原小学校	大岡山小学校
	東山中学校	不動小学校	油面小学校	原町小学校	第十中学校
	第一中学校	中目黒小学校	上目黒小学校	月光原小学校	東根小学校
	菅刈小学校	大鳥中学校	五本木小学校		八雲小学校
	低い	烏森小学校			中根小学校

第4 統合の取組体制と今後のスケジュール

1 統合の取組体制

統合新校推進協議会と新たに設置する統合新校開設準備委員会が連携を図りながら取組を進めていきます(次ページ「令和5(2023)年度以降の取組体制のイメージ」参照)。

(1) 第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会

令和5(2023)年度は、校名の選定について協議してまいります。

(2) 第八中学校・第十一中学校統合新校開設準備委員会

新校の具体的、実務的な取組を進めるため統合新校開設準備委員会(以下、「開設準備委員会」という。)を新たに設置します。また、開設準備委員会には、各検討内容に応じた組織を設置し、具体的な検討を進めてまいります(下表参照)。

また、開校に向けた取組の進捗状況等について、統合新校推進協議会の地域、保護者代表の委員を対象として、適宜連絡・報告会を開催の上、開設準備委員会から定期的に情報提供してご意見をいただきながら、地域の意向を踏まえて取組を進めてまいります。

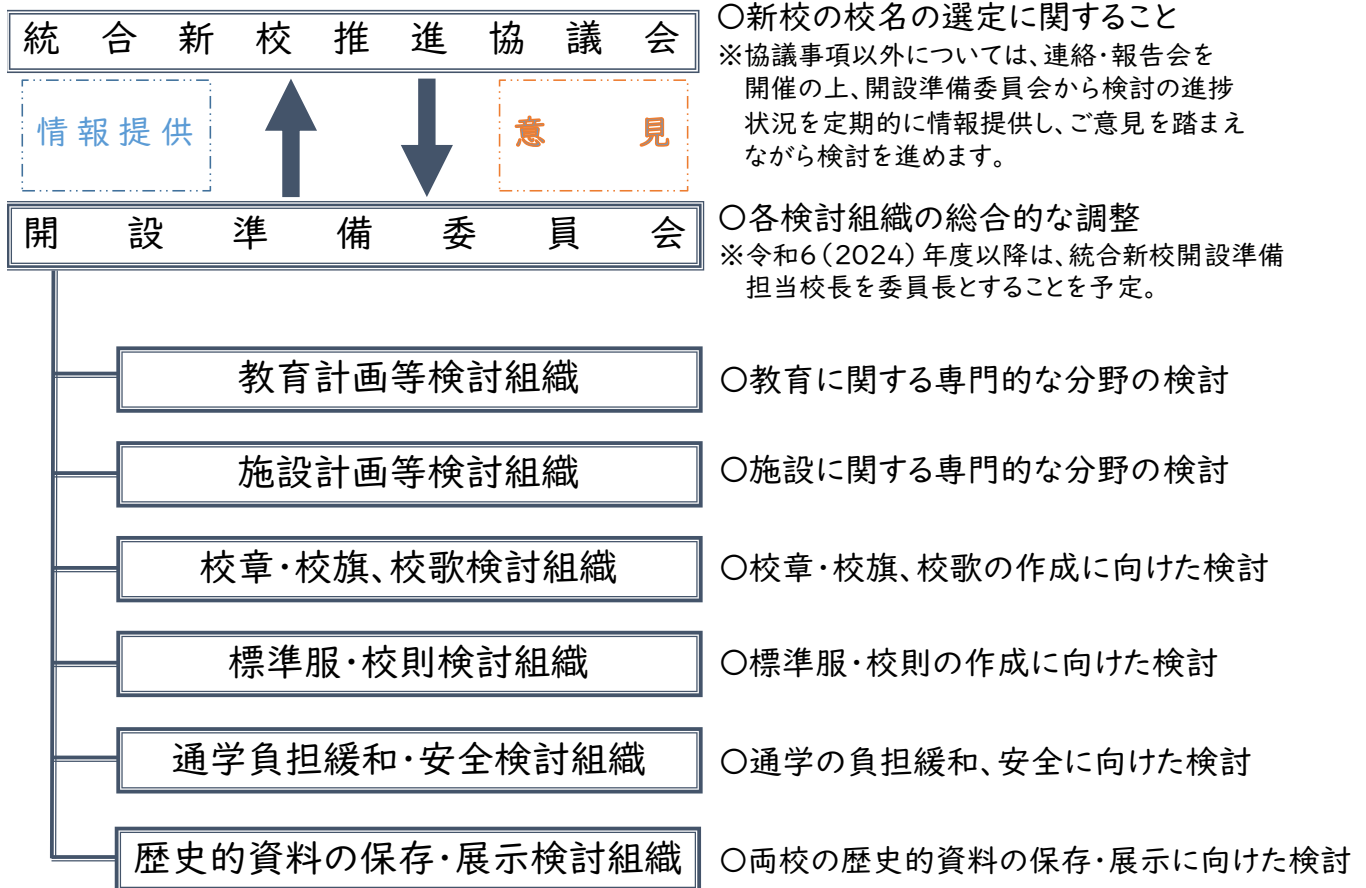
なお、開校前年度の令和6(2024)年度については、同年4月に統合新校開設準備担当校長を配置し、開設準備委員会の委員長として充てることを予定しています。

組織名	構成・検討内容	
開設準備委員会 (親会)	両校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。各検討組織の総合的な調整、取りまとめを行う。	
検討組織	教育計画等 検討組織	両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。開校までの両校及び新校の教育計画等の検討など、教育に関する専門的な分野の検討を行う。
	施設計画等 検討組織	両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管(区長部局)職員で構成。新校の基本構想、基本設計、実施設計など、施設に関する専門的な分野の検討及び移転に向けた検討を行う。
	校章・校旗、 校歌検討組織	両校の生徒、関係小・中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。校章・校旗、校歌の検討を行う。
	標準服・校則 検討組織	両校の生徒、関係小・中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。標準服・校則の検討を行う。
	通学負担緩和・ 安全検討組織	両校の生徒、関係小・中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。通学の負担緩和・安全対策に関する検討を行う。
	歴史的資料の 保存・展示 検討組織	両校の保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。両校の歴史的資料(※)の保存・展示に関する検討を行う。

※歴史的資料:校章・校旗、校名板、校歌、児童・生徒の制作物、各種寄贈物、賞状・トロフィー等。

目黒中央中学校の例では展示スペースを設置し、校章、校旗、校名板などを展示している。大鳥中学校の例では、校歌板を設置している。

【令和5(2023)年度以降の取組体制のイメージ】



2 取組状況の情報発信等

統合新校推進協議会の協議状況や開設準備委員会の検討状況など、統合の取組状況については、協議会だよりや開設準備委員会だより(仮称)を発行するなどにより、随時情報発信していきます。(※)

また、特に今後中学校へ進学予定の小学校児童・保護者に向けては、適切な時期を捉えて、学校説明会やワークショップを開催するなどにより、開校に向けた両校の取組状況や新校の教育活動などについて具体的に説明していきます。

※令和4(2022)年度の情報発信の例

協議会だよりの発行、保護者連絡システム¹⁴・目黒区公式LINE・目黒区公式YouTubeチャンネル(説明動画)・目黒区公式ホームページ・めぐろ区報・きょういく広報・中学校案内による周知等

¹⁴ 保護者連絡システム…保護者と学校・園が安心して円滑に連絡を取り合えるよう、令和3年度に目黒区教育委員会が導入した、保護者と区立小・中学校、幼稚園・こども園との連絡システム。クラウドサービスを活用した双方向からの連絡が可能であり、保護者は個人のスマートフォンのアプリ等を通して、学校・園に欠席連絡等を行うことができるほか、学校・園・教育委員会からの連絡事項を受け取ることができる。

3 取組に当たって配慮すべき事項

これまでの統合新校推進協議会で取りまとめた協議結果における留意事項、小学校児童・保護者向けアンケートの実施結果、中学校PTAからの要望事項等を踏まえ、各々の検討組織において、その実現に向けて取り組んでいきます。

また、新校の学校づくりに当たっては、両校の生徒や新校へ進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるよう配慮し、子どもたちが期待をもって新校開校を迎えられるよう魅力ある学校づくりに努めていきます。

組織	配慮が必要な事項
教育計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両校の良き校風等を継承しつつ、新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築くこと。 ・ 両校が培った地域との関係を基盤とし、更なる地域との連携・協働を図ること。 ・ 新校への円滑な移行に向けて、両校の生徒が開校までの期間の中で豊かな人間関係を構築することができるよう、生徒への負担を考慮しつつ、交流活動を実施すること。 ・ 統合に向けた様々な活動や統合による環境の変化に対して、十分に対応が可能な教員数の確保(加配教員や補助教員など)を図るとともに、両校の教員を新校へバランスよく配置すること。 ・ 開校時に3年生となる令和5(2023)年度の新入生から、新校開校に向けて指導方法や学習評価の段階的な統一を図ること。
施設計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒数、学級数の増加に適切に対応するため、開校当初使用する校舎における教育環境・生活環境の整備を図ること。 ・ 児童・生徒、保護者等への影響時期を踏まえ、新校舎の整備を着実に進めること。
標準服・校則 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両校の生徒や保護者の意見を十分に聴きながら、時代に即した標準服及び校則のあり方を検討すること。
通学負担 緩和・安全 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第八中学校の校地が新校の位置となる期間について、通学距離の関係から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう適切な通学負担の緩和措置を講じること。 ・ 個人用ロッカーの設置など通学区域の広がり配慮した生徒の登下校の負担軽減を図ること。 ・ 生徒の安全な通学のため、通学経路の安全確認や必要な安全対策を講じること。
歴史的資料の 保存・展示 検討組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や保護者など関係者の意見を聴き、両校の歴史を踏まえ、資料の保存方法や展示方法を検討すること。

4 令和5(2023)年度以降のスケジュール

令和5(2023)年度	
統合新校整備方針に基づく開校準備	<p>統合新校推進協議会・開設準備委員会・学校・教育委員会が連携して、統合新校整備方針に基づいて開校準備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合する各中学校の生徒間の教育活動・交流活動を開始します。 ・ 新校の校名を選定し、目黒区立学校設置条例を改正します。 ・ 新校の教育計画策定に向けて検討します。 ・ 令和7(2025)年度から新校の校舎として当初使用する既存校舎(第八中学校の校舎)の設計及び改修工事を行います。 ・ 第十一中学校の場所に整備する新校の新校舎の基本構想や基本設計について検討を進めます。 ・ 校章・校旗、校歌、標準服、校則等について検討します。 ・ 通学負担の緩和措置等を検討します。 ・ 歴史的資料の保存や展示について検討します。
令和6(2024)年度	
統合新校整備方針に基づく開校準備	<p>引き続き、統合新校推進協議会・開設準備委員会・学校・教育委員会が連携して、統合新校整備方針に基づいて開校準備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、統合する各中学校の生徒間の教育活動・交流活動を進めます。 ・ 新校の教育計画を策定します。 ・ 令和7(2025)年度から新校の校舎として当初使用する既存校舎(第八中学校の校舎)の改修工事を行います。 ・ 第十一中学校の場所に整備する新校の新校舎の実施設計について検討を進めます。 ・ 校章・校旗、校歌、標準服、校則等を決定します。 ・ 通学負担の緩和措置等を決定します。 ・ 歴史的資料の保存や展示方法を決定します。
令和7(2025)年度～令和8(2026)年度	
新校の開校	<p>○新校の開校(令和7(2025)年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新校を現在の第八中学校の場所で開校します。 ・ 新校の教育計画に基づいて、教育活動等を実施します。 <p>○新校舎の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の第十一中学校の場所において新校の新校舎建設工事を行います。
令和9(2027)年度	
新校の新校舎への移転	<p>○新校舎への移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の第十一中学校の場所での新校舎の建設工事完了後、新校舎への移転を行います。

参考

1 生徒数・学級数、敷地・通学時間等比較表

項目 / 学校名		第八中学校(校地)	第十一中学校(校地)
生徒数・学級数 (令和4(2022)年 5月1日現在)	通常学級	218人(7学級)	200人(6学級)
	特別支援学級	E組(知的障害) 13人(2学級)	-
生徒数・学級数 (統合後の通常学級)	令和4(2022)年 5月1日現在	418人(12学級)	
	令和7(2025)年度 推計値 ¹	386人(11学級)	
敷地概要	敷地面積	11,445㎡	10,635㎡
	延床面積(現況)	6,598㎡	6,626㎡
	グラウンド面積 (現況・概算)	5,000㎡	第1グラウンド 800㎡ 第2グラウンド 3,700㎡
	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
	建蔽率/容積率	60%/150%	60%/200%
	高さ制限	10m	17m
統合後の通学時間 小中学生人口割合 ²	徒歩15分圏内	60.2%	78.7%
	徒歩20分圏内	80.8%	97.5%
	徒歩25分圏内	91.8%	100%
	徒歩30分圏内	95.8%	
	徒歩35分圏内	100%	
統合後の 通学最長地点 ³	住所(町丁)	自由が丘3・緑が丘3	自由が丘3・碑文谷4
	通学距離(目安)	どちらも2.5km	1.7km・1.8km
	通学時間(徒歩目安)	34分・33分	どちらも23分

1 令和4(2022)年度東京都教育人口等推計による。

※ 東京都教育人口等推計とは、東京都教育委員会が教育行政上の諸施策を企画立案するために必要な基礎数値を得るために、毎年度公立小中学校の児童・生徒数等の推計を行っているもの。

2 統合する各校の通学区域を合わせた区域内に在住する小中学生人口が、表に記載の時間の範囲内で各校に通える割合(分速80m程度)。(令和4(2022)年4月1日現在)

3 統合する各校の通学区域を合わせた区域内で、各校から距離(道のり)が最も遠い地点。

2 望ましい学校規模の考え方について

(区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」 P5抜粋)

区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えます。






1校について11学級という規模は、1学年につき3学級ないし4学級になり、生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになります。なお、これは小学校の標準的な学年ごとの学級数(2～3学級※)よりも同規模以上の学年規模となります。

また、現行制度上、11学級の学校には20人の正規教職員が配置されることになり、16人(校長・副校長・養護教諭・事務職員を除く)の正規教員を5教科(国語・社会・数学・理科・英語)で各2人、音楽・美術・技術・家庭・体育(男)・体育(女)で各1人配置できることとなります。このことは、多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価などを可能にするほか、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果ももたらします。

したがって、11学級以上という学校規模は、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくみ、充実した学習・指導体制を整えるために求められる生徒数と教員数を確保できる望ましい学校規模であると考えます。また、望ましい学校規模の実現を図るに当たっては、18学級を学校規模の上限として、それを超える大規模校が生まれることは避けるよう留意します。

※ 小学校の学校規模の標準(学校教育法施行規則第41条)は12～18学級であり、1学年では2～3学級となります。

3 新校開校・移転のイメージ図

		5(2023) 年度	6(2024) 年度	7(2025) 年度	8(2026) 年度	9(2027) 年度	10(2028) 年度
主なスケジュール		各校で教育活動・生徒間の交流活動等を行います。		新校を第八中学校の校舎(既存校舎)で開校します。		第十一中学校の校地に整備する新校舎に移転します。(9年度中を予定)	
イメージ	第八中学校校地	第八中学校 		統合	新校開校 (既存校舎) 		第十一中学校校地 
	第十一中学校校地	第十一中学校 		統合	建て替え工事 	移転 (9年度中を予定)	
お子様の学年	中1 (令和5)	中1	中2	中3			
	小6 (2023)		中1	中2	中3		
	小5 (2022)			中1	中2	中3	
	小4 (2021)				中1	中2	中3
	小3 (2020)					中1	中2
	小2 (2019)						中1
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度

※ 区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」については、こちらからご覧ください。

<URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/chugaku_togo/tougouhousin.html

<コード>



※ 統合新校推進協議会の協議結果及び小学校児童・保護者向けアンケート結果については、こちらからご覧ください。

<URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/chugaku_togo/nanbuseibu/togo_seibihoushin_an2.html

<コード>



◆問い合わせ先◆

目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課

目黒区上目黒二丁目19番15号

電 話 03-5722-9301

F A X 03-5722-9332

E メール kyoiku11@city.meguro.tokyo.jp